



福岡県医第 659 号 (地)

平成 26 年 5 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

水巻町子ども医療制度及びひとり親家庭等医療制度助成内容の変更について (会員通知依頼)

今般、平成 26 年 7 月 1 日から子ども医療費支給制度及びひとり親家庭等医療制度の対象者を小学校 6 年生まで拡大することとなった旨、別紙のとおり水巻町より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、水巻町役場住民課医療・保護係 (Tel.093-201-4321) までご照会ください。

記

	0 歳から～小学 3 年生 (9 歳到達後最初の 3 月 31 日まで)		小学 4 年生～小学 6 年生 (12 歳到達後最初の 3 月 31 日まで)		中学 1 年生～中学 3 年生 (15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで)	
	入院費	通院費	入院費	通院費	入院費	通院費
平成 26 年 6 月 診療分まで	○	○	○	×	○	×
平成 26 年 7 月 診療分から	○	○	○	○	○	×

○：支給の対象として「自己負担なし」となるもの

×：支給の対象とならないもの

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

水 住 第 345 号
平成 26 年 5 月 21 日

福岡県医師会会長 様

福岡県遠賀郡

水巻町長 美浦 喜明



水巻町子ども医療制度及びひとり親家庭等医療制度
助成内容の変更について（会員通知依頼）

平素より子ども医療をはじめ水巻町公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、
ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水巻町では子ども医療費支給制度において、現在小学校 3 年生（9 歳到達日以
後の最初の 3 月 31 日）まで、通院・入院とも自己負担を無料化しておりますが、平成
26 年 7 月 1 日から更に助成対象を拡大し、小学校 4 年生から小学校 6 年生の通院時の
自己負担を無料化することになりました。

また、ひとり親家庭医療受給者の子どもにつきましても、平成 26 年 7 月から子ども
医療制度と同じく助成対象を拡大し、小学校 4 年生から小学校 6 年生まで、通院・入院
とも自己負担を無料化します。

つきましては、この助成拡大内容を広く周知するため、会員の皆様にご通知の程、よ
ろしく申し上げます。

問い合わせ先

水巻町役場 住民課 医療・保護係
TEL093-201-4321（内線 155）



水巻町 子ども医療費支給制度の 対象年齢を拡大します

通院助成 → 小学校3年生 ▶▶▶ 小学校6年生

7月1日から、子ども医療費支給制度の通院助成の対象年齢を小学校3年生(9歳到達後最初の3月末日)から、小学校6年生(12歳到達後最初の3月末日)まで拡大します。現在、乳幼児・子ども医療の医療証の交付を受けているお子さんには、有効期限を小学校6年生までに変更した新しい医療証を6月下旬に郵送します。改めて手続きの必要はありません。

※今回の制度改正では、ひとり親家庭等医療制度も同じように対象年齢を拡大し、7月からは小学校6年生までが「入院・通院 自己負担なし」の対象となります。(拡大の対象となる小学校4年生から小学校6年生までのお子さんには、新しい医療証を6月下旬に郵送します。改めて手続きの必要はありません)

●子ども医療費支給制度の対象

	0歳から～小学3年生 (9歳到達後最初の3月31日まで)		小学4年生～小学6年生 (12歳到達後最初の3月31日まで)		中学1年生～中学3年生 (15歳到達後最初の3月31日まで)	
	入院費	通院費	入院費	通院費	入院費	通院費
平成26年6月 診療分まで	○	○	○	×	○	×
平成26年7月 診療分から	○	○	○	○	○	×

○:支給の対象として「自己負担なし」となるもの

×:支給の対象とならないもの

今回拡大されたところ

～平成 26 年 7 月以降の子ども医療費支給制度～

●対象年齢・支給内容

水巻町に居住し、住民登録している就学前児童及び小学生・中学生

対象年齢	支給内容
0 歳～小学校 6 年生 (12 歳到達後最初の 3 月末日まで)	「乳幼児・子ども医療証」(以下「医療証」という)を交付し、入院費・通院費の自己負担額(保険内診療分)を助成します。
中学校 1 年生～中学校 3 年生 (15 歳到達後最初の 3 月末日まで)	「子ども医療証」(以下「医療証」という)を交付し、入院費の自己負担額(保険内診療分)を助成します。

※生活保護受給中の人や児童養護施設に入所している人は、他の制度で医療費の公費負担が受けられるため対象外となります。

●医療証の使い方

<u>福岡県内</u> の医療機関を受診した場合	医療機関の窓口で健康保険証と「医療証」を提示すると、自己負担なし(保険内診療分)で医療を受けることができます。
<u>福岡県外</u> の医療機関を受診した場合	医療機関窓口での助成を受けることはできません。いったん費用を支払い、「 <u>償還払い(後払い)</u> 」の申請をしてください。 ●申請に必要なもの／医療証、医療費の領収書、振込先のわかるもの、印鑑

※文書料、健康診断、予防接種、入院時の差額ベッド代、おむつ代など、保険適用外の費用は対象外となります。

●申請方法

出生・転入等により対象となったときは「子ども医療証」の交付申請が必要です。

申請に必要なもの	お子さんの健康保険証・認印 ※転入で3歳以上就学前のお子さんの場合は<u>保護者の所得証明</u>または前住所地の発行する<u>乳幼児医療受給資格認定済証明書</u>のいずれかが必要となります。 ▽申請手続きはお早めに… 出生の場合／<u>出生の日から 30 日以内</u>に申請の手続きをしてください。 転入の場合／<u>転入した月内</u>に申請の手続きをしてください。 ※上記以外に申請した場合は申請月の初日からの交付となりますので、ご注意ください。
----------	---

●医療証の交付を受けた方は、次の場合は届出を

印鑑、医療証、健康保険証(変更の場合)を持参のうえ、医療・保護係で資格変更(喪失)の届出をしてください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 加入する <u>健康保険</u> が変わったとき | ☐ 児童・保護者の <u>氏名</u> が変わったとき |
| ☐ <u>町外に転出</u> するとき、死亡したとき | ☐ 医療証を紛失・破損・汚損したとき |

申請・問い合わせ

水巻町役場 医療・保護係(役場 1 階⑨番窓口・電話 201-4321)